

総務財務委員会規定

昭和 57.6.23 制定

平成 23. 4.1 改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、総務財務委員会（以下委員会という）の組織、職務、及び運営等について定める。

(委 員)

第 2 条 委員会は、総務・財務部門管掌の副会長を委員長とし、総務部門担当理事・財務部門担当理事及び理事会の決議を経て、会長が委嘱する委員若干名をもって構成する。

2. 委員の任期は、6 月から 1 年間とし重任を妨げない。

(職 務)

第 3 条 委員会は、次の事項を審議して理事会に付議する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算書類
- (2) 会計、財務及び財産に関すること。
- (3) 他部門に属さないこと。

((運 営)

第 4 条 委員会は、委員長が必要の都度召集し運営に当たる。

附 則

1. この規定は、昭和 57 年 6 月 23 日から実施する。
2. この規定の改廃は、委員会の発議により理事会が決定する。